

あなたは狙われている

◆アポイントメント商法

「あなたは〇〇人の中から選ばれました。記念品を差し上げますのでおいでください」などと、電話やはがきで喫茶店や営業所に呼び出し、出掛けて来たものに対し高額な商品を買わせる商法。
ワンポイントアドバイス

・電話やはがきの呼び出しには、要件をしっかりと確認し、安易な気持ちで出掛けるのはやめること。



◆キャッチ商法

「アンケートにご協力を」などと路上で声をかけ、アンケートはそこそこに、しつこく商品の売り込みをする商法。
ワンポイントアドバイス

・見知らぬ人に声をかけられても、立ち



◆通信販売

止まらないこと。
 誘われてもついて行かないこと。

新聞や雑誌、テレビ、ダイレクトメールなどで商品の宣伝を行い、消費者が郵便や電話で商品を申し込むという販売方法。自宅に居ながら商品を手軽に手に入られるという便利な反面、広告だけが手がかかりなため、期待した商品と異なることがあるという問題があります。
 ※通信販売には「クーリング・オフ」は適用されません。

ワンポイントアドバイス

- ・販売条件（販売価格、送料、代金の支払い時期と支払い方法、商品の引き渡し時期）を確認すること。特に前払式はできるだけ避けたい。
- ・解約、返金の条件を確認すること（返品できる場合、その時期、手続方法、返送料の負担など）。
- ・販売業者が日本通信販売協会に加盟しているかどうかを確かめるのも、トラブルを防ぐ一つの方法です（加盟業者は広告に左記のマークを表示）。

もしものために

これだけは覚えておきたい

ークーリング・オフー

クーリング・オフとは、商品の申し込みや契約をした後に一定の期間内であれば、無条件で解約ができる制度です。ただし、取引方法と取引商法が法律で指定されているものに限りません。

●クーリング・オフができる期間

（契約した日を含む）

- ・電話勧誘販売、訪問販売（キャッチ商法、アポイントメント商法を含む）
 ……………8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）
 ……………20日間

●クーリング・オフができないもの

- ・法律で認められていない商品やサービスの場合
- ・3,000円以下の商品を現金で購入した場合
- ・営業所や店舗に向いて契約した場合
- ・通信販売で購入した場合
- ・乗用自動車の契約の場合

●クーリング・オフの方法

クーリング・オフは必ず書面（内容証明郵便か簡易書留はがき）で通知しましょう。電話や口頭で通知するのはトラブルのもとになります。また、確実に出したという証拠を残すため、コピーをとって保管しておきましょう。



だいじょうぶが
あぶない

